

第7章 豪州

関税

高関税品目

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

豪州の現行の非農産品の単純平均譲許税率は11.0%とその水準は高く、譲許税率が高い品目としては、一部の衣類（最高55%）、乗用車（最高40%）、電気機器（最高45%）等がある。しかし、実行税率は一部の衣類（最高10%）、乗用車（最高27.5%）、電気機器（最高5%）となっている。予見可能性の観点からも、今後譲許税率を引き下げ、実行税率と譲許税率の乖離が是正されることが望ましい。なお、豪州の非農産品の譲許率は96.7%で、非譲許品目には一部の織物（実行税率5～10%）、一部の衣類（実行税率10%）等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるというWTO協定の精神に照らして、上記のような譲許税率におけるタリフピーク（第II部第5章1.(1)③参照）を解消して予見可能性を高めるとともに、実行税率についてもできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。

なお、衣類の実行税率については、2015年には最高5%まで引き下げられた。

さらに、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から開始される予定（詳細は、第II部第5章2.(2)ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。

